

## 非外交官証明(米国運転免許証取得申請用)

A-2査証保持者が各州のDMV(Department of Motor Vehicle)にて免許証を取得する際、もしくは車両登録を行う際には一般的な申請書類の他に国務省より発給される「非外交官証明書」が必要となります。

非外交官証明書を必要とされる方は、該当する下記情報または書類を当館庶務班までEメールにて送付してください。

送付先: [dos\\_shokai@ws.mofa.go.jp](mailto:dos_shokai@ws.mofa.go.jp)

### 準政府機関職員(国務省登録されている方)

1. 依頼者の氏名
2. PID 番号(国務省発給)
3. 所属されている機関名
4. 自宅住所 (国務省登録住所と異なる場合は住所変更手続きが必要となりますので庶務班までご連絡ください)
5. Eメールアドレス(国務省よりこちらのメールアドレスへPDF形式にて証明書が送付されます)

### その他(防衛連絡官・米国政府機関へ出向されている方など)

1. 氏名
2. 所属されている米国機関名
3. 生年月日
4. 米国自宅住所
5. 連絡先電話番号
6. Eメールアドレス(国務省よりこちらのメールアドレスへPDF形式にて証明書が送付されます)
7. 米国機関発出レターコピー(Endorsement Letter)
  - 米国機関のレターヘッド用紙を使用
  - 米国機関担当者の署名(官職は問わない)
  - 記載内容
    - ✓ 申請者の氏名
    - ✓ 申請者の生年月日
    - ✓ 申請者の出生地及び国籍
    - ✓ 申請者の米国自宅住所
    - ✓ 申請者の米国到着日
    - ✓ 米国での任期(開始日と終了日 - 必ず日付を記載)
    - ✓ メールアドレス
    - ✓ ビザ番号(査証右下に記載されている赤字のアルファベット一文字に7桁の数字)
8. 旅券コピー
9. A-2査証コピー
10. 出入国記録情報(Most Recent I-94)
  - <https://i94.cbp.dhs.gov/i94/#/home> より入手可能です

非外交官証明は発給日より90日間有効です。証明書が発給されましたら申請者のメールアドレスへ国務省より直接送付されます。運転免許証更新時には非外交官証明が必要となりますのでお早めにご依頼ください。